

税務相談室

給与所得の範囲および 非課税となる給与

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

- 当診療所では、看護師に宿直料および日直料を次のとおり支給していますが、税務上どう取り扱われるのでしょうか。
①宿直料 1回につき 4,100円
②日直料 1回につき 3,000円
③半日直料 1回につき 2,000円
- 当病院では、従業員に次のような表彰金を支給しましたが、給与等として源泉徴収の対象になるのでしょうか。
①医師甲が診療検査の改善のために貢献したので、表彰金5万円を贈り表彰しました。
②本年、変電所の一部火災の際、その拡大を防止した看護師乙に2万円を贈り表彰しました。
- 当病院では、創立20周年に当たり、次のように創業記念品および創業記念功労金を支給しました。給与等として源泉徴収すべきでしょうか。
①従業員の全員に対して時計（購入単価8,500円）を贈りました。
②特に功労のあった医師、看護師、事務長など数名に記念功労金各2万円を金一封として贈呈しました。

回答

- 宿日直料のうち4,000円までは課税されない。**
宿直料または日直料（以下「宿日直料」といいます。）は給与等に該当しますが、次のいずれかに該当する宿日直料を除き、宿日直等の勤務1回につき支給される金額のうち4,000円までの部分については課税しないことに取り扱われています。
 - 休日または夜間の留守番だけを行うために雇用された者およびその場所に居住し、休日または夜間の留守番をも含めた勤務を行うものとして雇用された者に当該留守番に相当する勤務について支給される宿日直料
 - 宿直または日直の勤務をその者の通常の勤務時間内の勤務として行った者およびこれらの勤務をしたことにより代日休暇が与えられる者に支給される宿日直料

- 宿直または日直の勤務をする者の通常の給与等の額に比例した金額または当該給与等の額に比例した金額に近似するように当該給与等の額の階級区分等に応じて定められた金額により支給される宿日直料

したがって、ご質問の①の宿直料については、4,100円-4,000円=100円が給与として課税され、同②の日直料および同③の半日直料は、4,000円以下ですので課税されません。

- 表彰の対象となった行為が通常の職務の範囲内であるときは給与所得に、その他の場合には一時所得等になる。**

使用人が使用者から支給される表彰金、賞金等については、次のように取り扱われます。

表彰の対象となった行為が事務や作業などの合理化、製品の品質の改善や経費の節約などに役立つ工夫、考案等であるものおよび災害等の防止または発生した災害等による損害の防止等の功績であるもの

- イ その受給者の通常の職務の範囲内である場合…給与所得

- ロ その他の場合…一時所得

したがって、ご質問の場合の表彰金については、①医師甲に支給したものは給与所得になりますので、その支給月の給料に加算して源泉徴収の対象にしなければなりません。また、②看護師乙に支給したものは一時所得になりますので、源泉徴収の対象になりません。

- 創業記念品は非課税、創業記念功労金は給与等として課税される。**

使用者が、創業記念、増資記念、工事完成記念または合併記念等各種の機会をとらえて会社の業績の伸長を図り、あるいはPRのために得意先、株主、役員または使用人等に記念品を贈呈する場合があります。

そこで、これらの記念品として役員または使用人に支給する記念品は原則として賞与の性質を有する給与と考えられますが、金銭で支給するものを除き、次の(1)および(2)に掲げる要件のいずれにも該当するものは、これを給与等として課税しなくてもよいこととされています。

- その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであること。
- 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間（おおむね5年以上の期間）ごとに支給するものであること。

したがって、ご質問の場合、①の創業記念品については処分見込価額が10,000円以下ですので課税されませんが、②の現金で支給された創業記念功労金は給与等として源泉徴収する必要があります。

新春



随想

旅を通して

札幌市医師会 渡邊 絢子

還暦を迎える心境

恵庭市医師会 橋本 博

大学受験の思い出

北海道大学医師会 及川 敬太

韓国語を学ぶ

留萌医師会 富山 有一

六度目の年男、「六段」を吹く

遠軽医師会 梅田 弘敏

演奏活動40年を迎えて

空知南部医師会 田中 利明

年男所感

函館市医師会 米澤 一也

カンレキ・レッドの若返りアイテム

函館市医師会 熊谷 研一

来年の3月を見据えて

札幌市医師会 多米 豊

プルシアンブルー

札幌市医師会 秦泉寺 亮

あなたは海派、それとも山派

函館市医師会 小芝 章剛

還暦雑感

富良野医師会 櫛部 朗

介護に頼らない余生に向かって

三笠市医師会 澤岡 憲一

多喜二鎮魂の絵「走る男」にかかわった4名の女性群像

北海道大学医師会 上野 武治

パチカンでのハプニング

旭川市医師会 豊田 馨

パリ泥棒事情

帯広市医師会 菊池 洋一

尊厳死と尊厳死法案

釧路市医師会 森 正光

ほどほどに

北見医師会 藤井 一男

還暦雑感 知らなかったでは済まされない時代に

苫小牧市医師会 石川 典俊

千支

網走医師会 橋本 政明

行き先の分からぬ時代に

美瑛市医師会 鈴木 裕人

年男としての感想は？と言われても

旭川市医師会 飛世 克之

6度目の年男、ようやく分かりかけた世間、残り少ない人生への挑戦

余市医師会 森 常明

産声が戻った！道立江差病院で待望のお産が再開

檜山医師会 早川 修

長寿遺伝子の研究

札幌医科大学医師会 堀尾 嘉幸

診察室の会話より

石狩医師会 福島 啓

(順不同・敬称略)